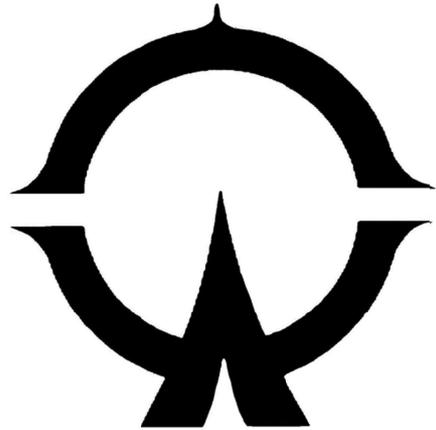


# 桑折町空家等対策計画



平成29年3月

桑折町

# 目次

<b>1. 計画策定の背景と目的・役割・計画期間</b>	・・・・・・・・ P. 2
(1) 計画策定の背景	
(2) 計画の位置付けと目的・役割	
(3) 計画期間	
<b>2. 本町の人口・独自調査による実態把握</b>	・・・・・・・・ P. 4
(1) 本町の人口・世帯数の推移と現状（国勢調査）	
(2) 町内空家等実態調査	
<b>3. 計画の基本方針</b>	・・・・・・・・ P. 7
(1) 対象地区・対象とする空家等の種類・計画期間	
(2) 基本的な対策の方針	
(3) 対象となる空家等の把握の方針	
<b>4. 空家等対策の3つの基本方針に基づく取組</b>	・・・・・・・・ P. 12
(1) 「空家化の抑制・予防」対策の取組	
(2) 「空家等の市場流通・活用促進」対策の取組	
(3) 「管理不全状態にある空家の抑制・解消」対策の取組	
<b>5. 空家等対策の実施体制</b>	・・・・・・・・ P. 18
(1) 町民等からの相談への対応	
(2) 相談窓口と実施体制	
<b>6. その他空家等対策の実施に向けた取組</b>	・・・・・・・・ P. 19
(1) 計画内容の実施	
(2) 計画内容の見直し	

# 1. 計画策定の背景と目的・役割・計画期間

## (1) 計画策定の背景

近年、本格的な少子高齢化時代の到来、地方分権の進展、地域間競争の激化などによって、人々の暮らしのみならず、地方自治体を取り巻く環境も大きく変わりつつあります。このような変革の時代には、これまで以上に創意工夫による魅力あるまちづくりに取り組んでいくことが必要であり、今後は、地域の資源を最大限に活用しつつ、本町の将来にわたる持続的な発展を展望したまちづくりを進めていくことが重要です。

総務省が5年ごとに実施する住宅・土地統計調査によると、国全体の空家数は平成20年から平成25年の5年間で63万戸（8.3%）の増加となり、空家率13.5%は過去最高の数字となりました。このような空家の増加現象は、少子高齢化などを要因とする人口減少と相まって、今後も続いていくものと考えられます。

その中でも、所有者等によって適切な管理が行われていない空家等が、防災、衛生、景観等の面で地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることが、もはや社会問題となりつつあり、全国各地で自治体における独自の空家等の適正管理に関する条例が制定されていることなどを背景として、国は平成26年11月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」を公布し、平成27年5月に全面施行されました。

これにより、空家等に関する対策を適切に講ずるよう努めることが、市町村の責務として位置付けられました。少子高齢化が進む本町において、今後の更なる空家等の増加は必然的であり、その迅速かつ効果的な対策が求められています。

## (2) 計画の位置付けと目的・役割

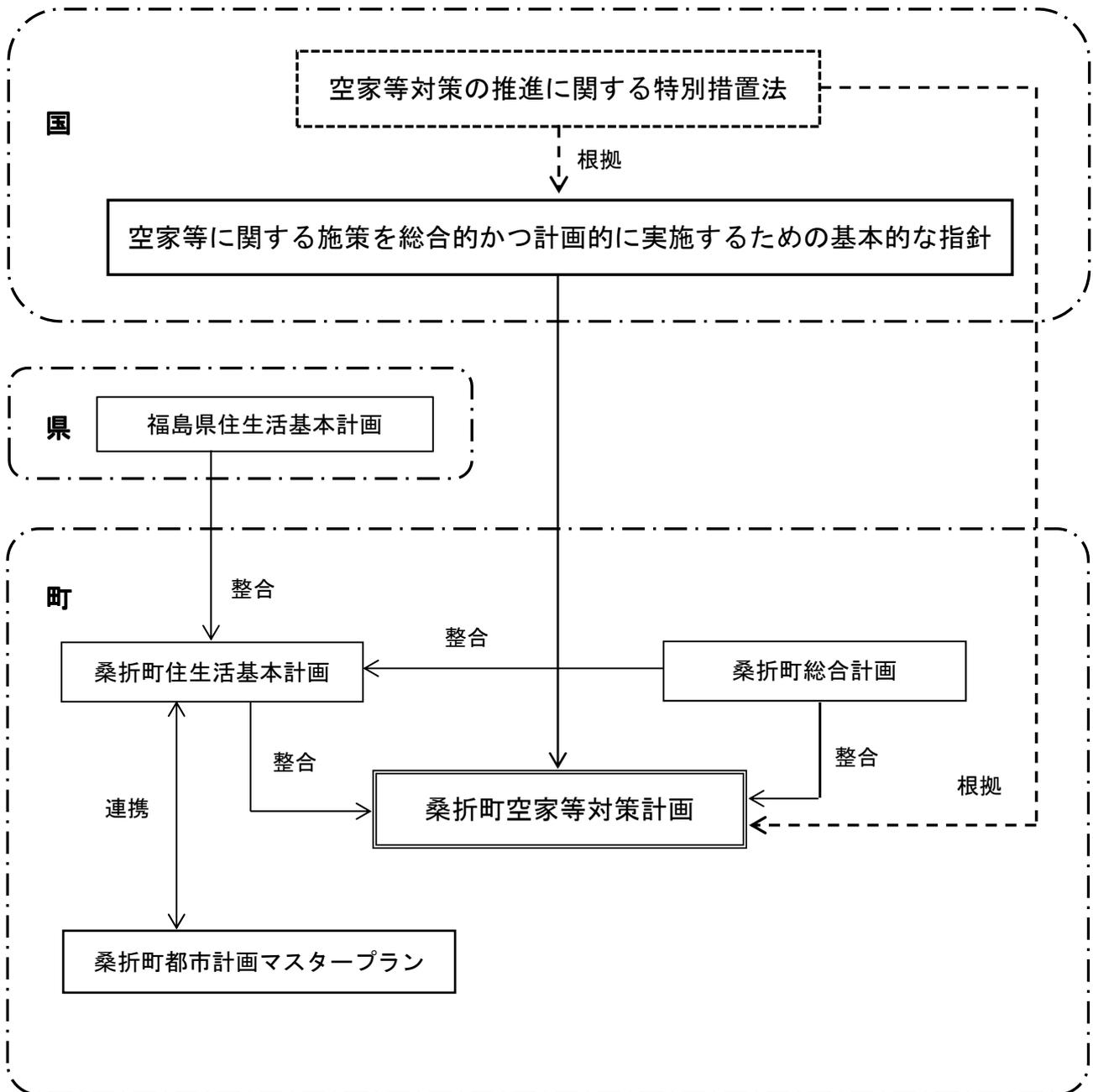
「桑折町空家等対策計画」は、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第6条に位置付けられる空家等対策計画です。空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（以下「国指針」という。）を踏まえ、本計画において、町の空家等の現状や課題を踏まえた具体的な対策やその実施体制などを定めます。これにより、空家等が周辺の生活環境にもたらす深刻な影響から、町民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、町民が安心して暮らせるまちづくりを目的として、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施します。

## (3) 計画期間

空家等対策を中長期的にとらえ、住宅施策に係る桑折町住生活基本計画が平成34年度までの計画となっていることを考慮し、本計画の期間は平成29年度から平成34年度までの6年間とします。また、定期的の実態調査を実施するとともに、国勢調査等の結果を参照しながら、本計画に対する評価や検証を行います。

【図1】

## 桑折町空家等対策計画の位置付け

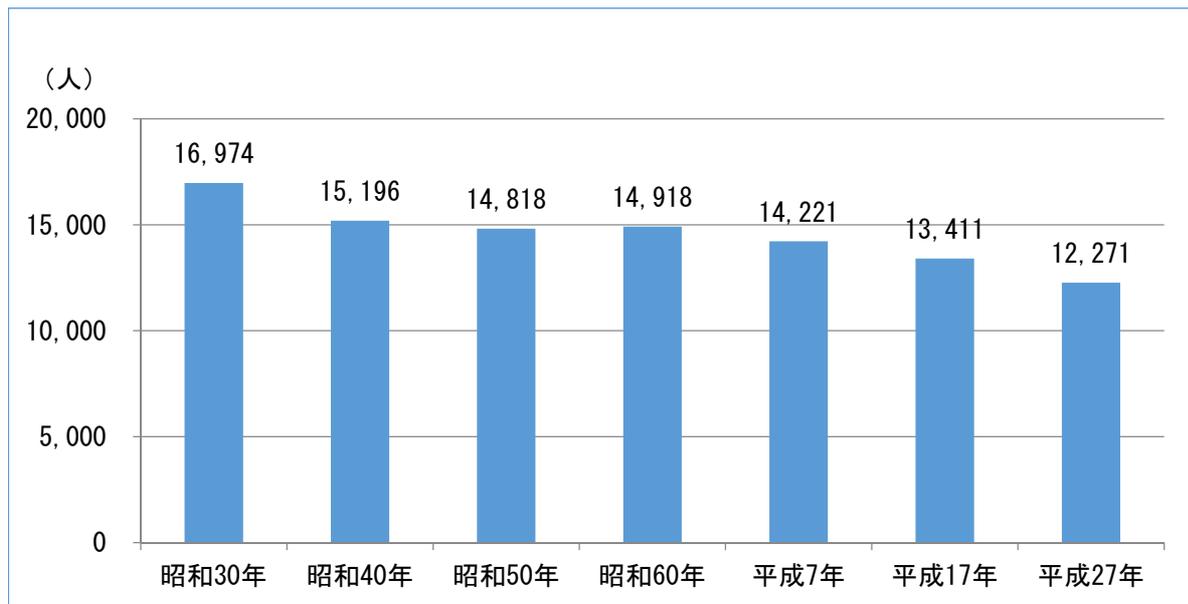


## 2. 本町の人口・独自調査による実態把握

### (1) 本町の人口・世帯数の推移と現状（国勢調査）

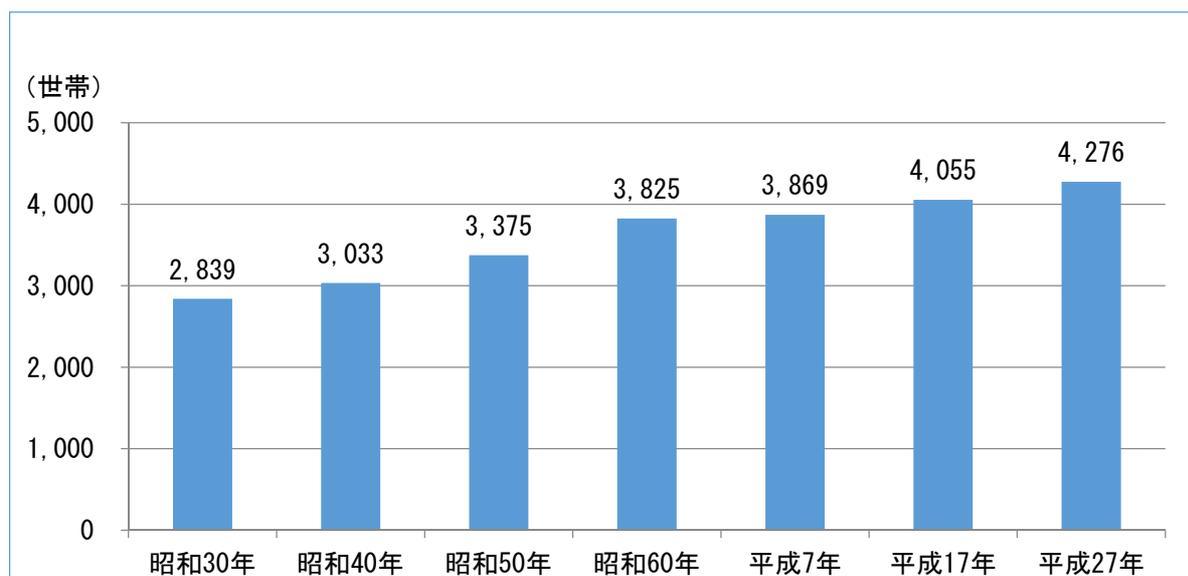
本町の人口は、昭和30年の合併から減少を続け、平成27年には12,271人まで減少しており、今後も減少傾向は続くことが予想されます。また、世帯数は、人口とは逆に増加傾向にありますが、その原因として核家族化などが考えられます。

#### ① 本町の人口推移



■町の人口推移（国勢調査：昭和30年～平成27年）

#### ② 本町の世帯数推移



■町の世帯数推移（国勢調査：昭和30年～平成27年）

### ③ 地域別の人口推移

(人)

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
桑折地区	4,226	4,083	4,207	4,065
睦合地区	2,702	2,530	2,571	2,600
伊達崎地区	3,005	2,864	2,684	2,432
半田地区	4,288	4,223	3,949	3,756
総計	14,221	13,700	13,411	12,853

(国勢調査：平成7年～平成22年)

### ④ 地域別の世帯数推移

(世帯)

	H7	H12	H17	H22
桑折地区	1,311	1,296	1,400	1,392
睦合地区	736	720	776	808
伊達崎地区	728	730	731	701
半田地区	1,094	1,155	1,148	1,154
総計	3,869	3,901	4,055	4,055

(国勢調査：平成7年～平成22年)

### ⑤ 年齢別人口

(若年者比率：15歳～29歳)

	昭和30年	昭和40年	昭和50年	昭和60年
総人口(人)	16,974	15,196	14,818	14,918
0～14歳(人)	5,978	4,002	3,406	3,146
15～64歳(人)	9,983	10,007	9,863	9,834
65歳以上(人)	1,013	1,187	1,549	1,938
若年者比率(%)	26.8	26.6	23.4	18.6
高齢者比率(%)	6.0	7.8	10.5	13.0

	平成7年	平成17年	平成27年
総人口(人)	14,221	13,411	12,271
0～14歳(人)	2,259	1,726	1,353
15～64歳(人)	9,052	8,053	6,640
65歳以上(人)	2,910	3,631	4,269
若年者比率(%)	18.3	15.4	12.0
高齢者比率(%)	20.5	27.0	34.8

(国勢調査：昭和30年～平成27年)

## (2) 町内空家等実態調査

【国指針（一）3：空家等の実態把握】

本計画の策定や空家等データベースの作成にあたり基礎データを収集するため、下記により町内全域の空家等実態調査を実施しました。（調査期間：平成28年6月中旬～11月下旬）

### 調査対象の空家等

- ・概ね1年間以上、住宅として使用されていない家屋等を対象として、住宅地図データ及び水道の閉栓データを基に調査対象を抽出。（貸家・アパートは対象外）

### 調査方法

- ・桑折町商工会に調査業務を委託
- ・調査は家屋等の外観を目視により確認（敷地内への立入は行わず）
- ・対象ごとに調査票を作成

調査の結果、町内における空家等は、124件と集計され、町内全域に点在しています。

調査結果を基に法第11条に基づくデータベースを作成し、庁内の情報共有・連携による空家等の適正管理の啓発や活用対策、特定空家等への助言・指導等の推進を図ります。

データベースは、空家等の追跡調査や情報提供による現地調査等に基づき、更新していきます。

### ① 集計結果について（平成28年度空家等実態調査）

(件)

桑折地区	41	睦合地区	30
伊達崎地区	22	半田地区	31
		桑折町計	124

### ② 地区別評価

各地区ともに世帯数に対して、ほぼ一定の割合（概ね3%）で空家が生じている結果となりました。また、空家の立地状況については、幹線道路の沿線から、住宅密集地、山間部と幅広く点在しており、本町の地域性を示す結果となりました。

なお、空家等総数124件のうち、市街化区域の空家等は53件となっています。

### ③ 空家等の状況について

町内の空家等については、一部適正な管理がなされておらず、瓦や外壁の一部が剥落し、既に周辺に一定の影響が生じていると考えられるもの、敷地内の樹木や雑草が繁茂しているものが各地区ともに見受けられました。

一方で、状態が良く、今後定期的な管理がなされれば、十分に使用や活用が可能なものも確認されました。

### 3. 計画の基本方針

本計画の基本的な方針は、法第6条第2項及び国指針（二）空家等対策計画に関する事項に基づいて、次のとおり定めます。

#### （1）対象地区・対象とする空家等の種類・計画期間

【国指針（1）：対象地区、対象とする空家等の種類】

【国指針（2）：計画期間】

##### ① 対象地区

空家等は、昭和56年以前（旧耐震基準）に建築されたものを多く含む町内に点在していることに加え、今後更なる少子高齢化による人口減少に伴って、発生が増加することが必然的であることから、空家等の是正と発生の予防に広域的に取り組んでいく必要があるため、計画の対象地区は町内全域とします。

##### ② 対象とする空家等の範囲

本計画の対象とする空家等の範囲は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」及び「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」並びに「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）に基づく空家等及び特定空家等とします。

##### ③ 対策の計画期間

本計画の計画期間は、住宅施策に係る桑折町住生活基本計画が平成34年度までの計画となっていることを考慮し、平成29年度から平成34年度までの6年間とします。

#### ■用語の定義

##### ○空家等

建築物（住宅以外の用途を含む。）又はこれに附属する工作物で居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）

##### ○特定空家等

空家等のうち、以下のような管理不全状態にあると認められるもの

- ① そのまま放置すれば、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ② そのまま放置すれば、著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③ 適切な管理が行われていないことにより、著しく景観を損なっている状態
- ④ その他周辺の生活環境の保全を図るために、放置することが不適切である状態

## (2) 基本的な対策の方針

【国指針（1）：空家等の対策に関する基本的な方針】

本町では、現に適正な管理がされていない空家等を原因とした様々な問題が発生しており、この状況はさらなる人口減少と相まって、事案の増加や進行が予想されます。

このような本町の地域性に鑑み、町民が安心して暮らせるまちづくりのために迅速かつ効果的な対策を講じていくため、次の3つの対策を空家等対策の基本方針として計画を運用します。

### 空家等対策の3つの基本方針

#### 空家等対策の基本方針①

##### 「空家化の抑制・予防」対策

■地域と連携し、空家等の実態把握に努めるとともに、所有者やその家族等に対し、適正管理の基本的な考え方や管理不全による諸問題、相続等による不動産の円滑な承継等に係る周知を徹底していく中で責任意識の醸成を図りながら、町としての相談窓口を一本化することで空家化の抑制及び予防に努めます。（空家化：所有者の事由により空家状態となってから、間もない状態）

#### 空家等対策の基本方針②

##### 「空家等の市場流通・活用促進」対策

■空家等の活用や流通を促進するため、建築、不動産、法律等の幅広い分野の専門家との連携のもと、総合的な窓口として対応できる相談体制を整備します。  
また、空家バンク等による幅広い流通、地域との連携により、地域と所有者の意向のマッチングについて、行政が支援する仕組みを検討します。

#### 空家等対策の基本方針③

##### 「管理不全状態にある空家等の抑制・解消」対策

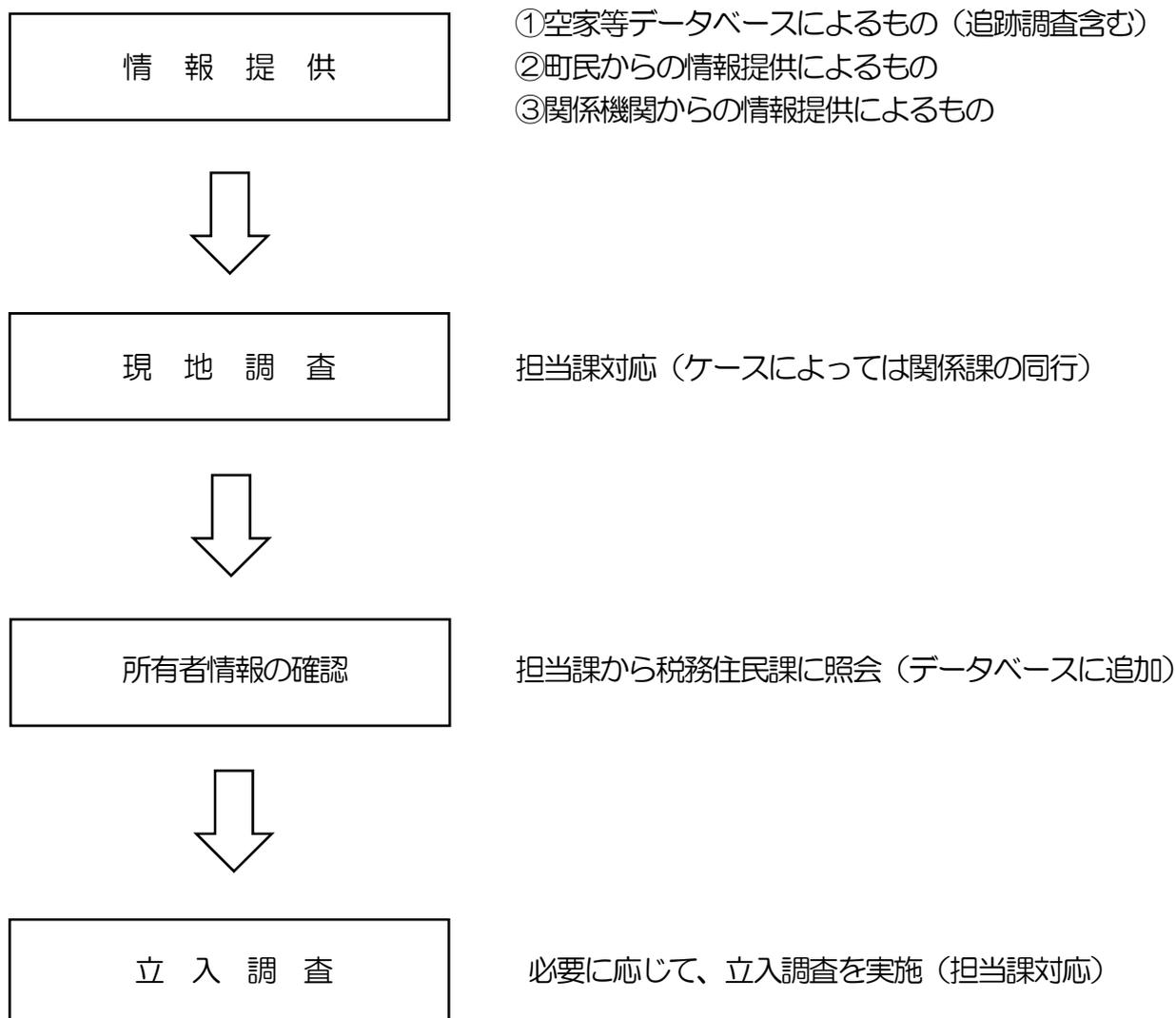
■空家状態が長期化し、周辺的生活環境に悪影響を及ぼす管理不全状態にある空家等については、現地調査や所有者確認を行い、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく助言、指導、勧告、命令などの必要な措置を講じます。また、同法に関わらず、他法令での措置により是正が可能な場合は関係部署・関係機関と連携しながら、空家等全般に対し、管理不全対策を講じます。

### (3) 対象となる空家等の把握の方針

【国指針（3）：空家等の調査に関する事項】

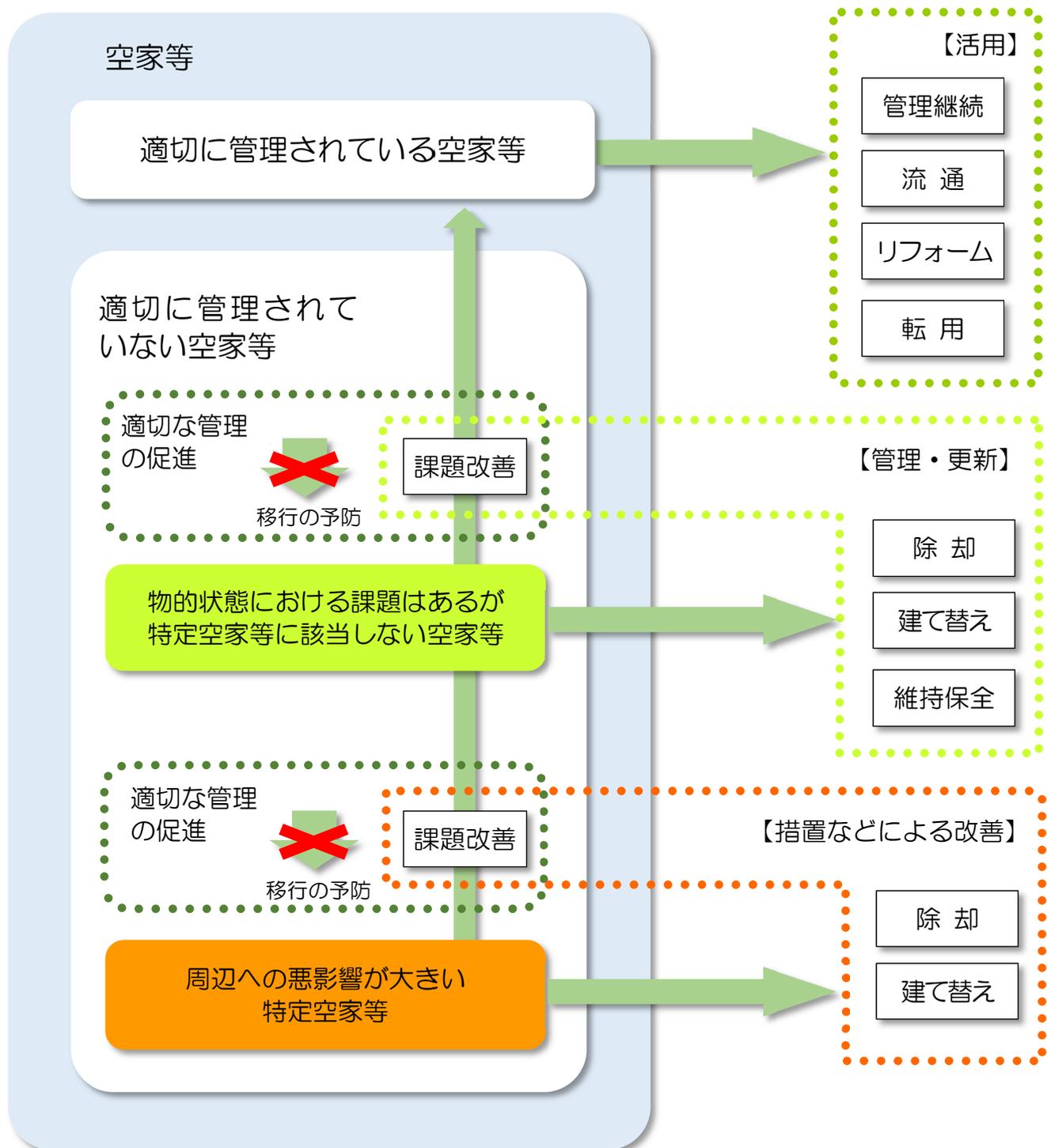
- 平成28年度に実施した空家等実態調査は、必要に応じて追跡調査を実施することにより、老朽化や劣化の進行だけでなく、新たな空家等の発生や空家等の是正の状況把握による正確なデータベースの整備に努めます。
- 町民や関係機関からの情報提供があった場合には、順次現地調査を行うこととし、他法令での措置も視野に入れ、庁内で連携しながら空家等の状況把握に努めます。なお、空家等であることが確認でき次第、データベースへの追加を行います。

#### 【空家等把握のフロー】



【図2】

## 空家等対策のイメージ



【表1】

## 空家等における状況別の対応方針

(イ) 空家等の除却及び利活用について、所有者等から相談のあったもの

(ロ) 管理が不適切な空家等について、地域住民から相談もしくは苦情のあったもの

(ハ) 相談・苦情はないが、調査により空家等と把握できたもの

管理状況	空家等の状態	所有者の意向	区分	対策の内容
適切に管理されている空家等	そのままでも利活用できる状態	利活用等の計画がある	—	対策の必要なし
		利活用の計画がない	(イ) (ハ)	利活用等の助言及び支援
	そのままでは利活用できない状態	利活用等の計画がある	—	対策の必要なし
		利活用の計画がない	(イ) (ハ)	利活用等の助言及び支援
適切な管理がなされていない空家等	地域の生活環境に影響を与えていない状態	利活用等の計画がある	(イ) (ハ)	管理指導
		利活用の計画がない	(イ) (ハ)	管理指導、利活用等の助言及び支援
		所有者等の特定が困難な状態	(ロ) (ハ)	所有者等の調査、管理指導
	地域の生活環境に影響を与えている状態	利活用等の計画がある	(ロ) (ハ)	除却等の助言及び指導
		利活用の計画がない	(ロ) (ハ)	除却及び利活用等の助言及び指導
		所有者等の特定が困難な状態	(ロ) (ハ)	所有者等の調査、除却等の助言及び指導、勧告、命令、代執行

## 4. 空家等対策の3つの基本方針に基づく取組

### (1) 「空家化の抑制・予防」対策の取組

【国指針（4）：所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項】

#### ■基本的な考え方

現在、居住又は使用している住宅・建築物、あるいは、空家等となって間もない住宅・建築物が、相続等により次世代へ円滑に継承されるように町民に周知・啓発し、新たに空家等が発生することを抑制します。

建築物の適正管理について町民等に周知・啓発し、建築物が管理不全状態に陥ることを予防するとともに、空家に関する総合的な相談体制を整備します。

#### ■具体的な取組

##### ① 空家等の発生抑制に関する取組

空家等がもたらす周辺住民の生活環境への悪影響などの諸問題を住宅・建築物の所有者に周知し、新たな空家等の発生を予防・抑制します。

現在の住まいを相続等により次世代へ円滑に引き継ぐことの重要性や意義を周知し、将来における空家等の発生を予防します。

##### ② 空家等の適正管理の促進に関する取組

空家等の管理は、所有者等に第一義的な責任があります。

老朽化や破損状況の悪化が進行する前に、所有者等に対して適正管理の必要性を周知するとともに、日頃の管理が難しい所有者に対しては、専門業者に関する情報提供等を行い、管理不全状態に陥ることを予防します。

##### ③ 総合的な相談体制の整備

空家等を含む住宅・建築物に関する全般的な相談や、空家等の適正管理をはじめ、活用・流通に関する総合的な窓口として対応できる相談体制を整備します。

### (2) 「空家等の市場流通・活用促進」対策の取組

【国指針（5）：空家等及び除去した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項】

#### ■基本的な考え方

空家等のうち市場に流通していない住宅が増加傾向にあることを踏まえ、所有者に対し、活用・流通させる場合の方法やメリットを周知し、活用・流通を支援・促進します。

空家等や除去後の跡地を、まちづくりやコミュニティ活動を進めるうえでの地域の資源と捉え、地域等との連携による活用・流通を支援・促進します。

## ■具体的な取組

### ① 所有者等の活用意識の掘り起こしに関する取組

町民、特に空家等の所有者等に対して、空家等の活用に関する様々な方法の提案及び活用に必要な各種情報の提供等を行い、所有者等の活用意識の掘り起こしに取り組みます。

### ② 所有者等に対する相談体制の整備

空家等の所有者・管理者から寄せられる様々な相談に対応するため、建築、不動産、法律等の幅広い分野の専門家との連携のもと、空家等の活用・流通に関する総合的な窓口として対応できる相談体制を整備します。

また、総合的な空家等の活用・流通に向けた空家バンク等の検討を行い、相談体制の整備を図ります。

### ③ 地域による空家等の活用の支援に関する取組

空家等や除却後の跡地を地域のために活用してもらいたい意向を持つ所有者等と地域住民のニーズをマッチングさせ、地域の住民交流の場や駐車場、道路拡幅等の生活の利便性向上を目的に空家等やその跡地を活用する場合について、行政が支援する仕組みを検討します。

また、国県等が実施する空家等関連施策なども活用し取り組みます。

## 【参考】

### ◆空き家再生等推進事業（国土交通省）

#### ・除却事業タイプ

居住環境の整備改善を図るため、跡地が地域活性化のために供されるものを対象として、空家住宅等の除却を行う。（例：老朽化した空家住宅を除去し、ポケットパークとして活用）

#### ・活用事業タイプ

空家住宅等を居住環境の整備改善及び地域の活性化に資する滞在体験施設、交流施設等の用途に供するため、当該住宅等の取得（用地費を除く）、移転、増築、改築等を行う。

### ◆住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業（国土交通省）

高齢者、障がい者、子育て世帯の居住の安定確保に向け、一定の質が確保された賃貸住宅の供給を図るため、空家等のリフォームやコンバージョン（建物の用途変更）に対して補助金を交付。

### ◆福島県空き家・ふるさと復興支援事業（県）

東日本大震災で被災、または原子力災害で避難されている方、県外から福島県内に移住される方が自ら居住するために行う空家のリフォーム等に対して補助金を交付。

### (3)「管理不全状態にある空家の抑制・解消」対策の取組

【国指針（6）：特定空家等に対する事項】

#### ■基本的な考え方

「3. 計画の基本方針」の「対象となる空家等の把握の方針」で示した空家等実態調査や町民からの情報提供により把握した空家等について、適切な管理の促進を図るとともに必要に応じて、P.16 に示す判断基準の状態にある空家等を総合的に勘案し、特定空家等と判断された場合は、法に基づく助言・指導、勧告などの必要な措置を講じます。

空家等の周辺の状況から、危険等を緊急的に回避する必要がある場合は、適切に緊急安全措置を講じます。

#### ■具体的な取組

##### ① 所有者等の責務の明確化

空家等の管理は、所有者等に第一義的な責任があることから、空家等を適正に管理することをはじめ、空家状態の解消に努めるなど、空家等の所有者及び管理者の責務を明らかにします。

##### ② 効果的な実施体制の整備

空家等を含む住宅・建築物に対する町民や所有者等からの相談窓口を一本化し、情報の一元管理を行うとともに、管理不全の状態に応じて効果的な対策が実施できる体制を整えます。

また、関係機関等と連携を図りながら、地域の実情を踏まえた効果的な措置を講じることができる体制を整えます。

##### ③ 空家等に対する必要な処置の実施

空家等実態調査や町民からの情報提供により把握した空家等については、現地調査を行うこととします。また、必要がある場合は、立入調査を行うこととします。

立入調査の結果、空家等の周辺の状況から緊急的に危険等を回避する必要がある場合には、緊急安全措置を講じます。なお、空家等の管理は原則として、所有者等に責任があることから、緊急安全措置に係る費用については、所有者等に請求するものとします。

##### ④ 特定空家等に対する必要な措置の実施

特定空家等に対しては、法に基づく助言・指導・勧告・命令・行政代執行等の措置を実施し、管理不全状態の解消に向けた取組を行います。特定空家等に対する措置の流れは、P.17 にすとおりです。

なお、特定空家等の所有者への勧告を行った場合は、特定空家等に係る敷地について固定資産税の住宅用地特例を除外します。

また、特定空家等の建材が周辺に飛散し道路上に落下しているなど、緊急的に危険等を回避する必要がある場合は、緊急安全措置を講じます。なお、空家等の管理は原則として、所有者等に責任があることから、緊急安全措置に係る費用については、所有者等に請求するものとします。

【参考】

◆固定資産税の住宅用地特例

	小規模住宅用地 (200 m <sup>2</sup> 以下の部分)	一般住宅用地 (200 m <sup>2</sup> を超える部分)
固定資産税の 課税基準	1/6 に減額	1/3 に減額

◆空家等対策の関係法令

	対象・状況	行政上の措置
建築基準法	著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害と認められる場合	除却、修繕等の保安上又は衛生上必要な措置を命令
消防法	屋外における火災予防上危険なもの（火災の危険が迫っている場合のみに限定）	屋外の延焼のおそれのあるものの除去等を命令
道路法	認定区域内に生じている道路の交通に支障を及ぼすおそれのある行為	工作物等の除却その他必要な措置を命令
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	自己所有地でごみ（一般廃棄物と明らかなもの）を不法に処分している場合	除却等の必要な措置を命令
	廃棄物の不法投棄によって、生活環境の保全上支障がある場合	所有者に予防措置を指導するとともに、不法投棄を行った者に対し除去等を命令
空家等対策の推進に関する特別措置法	空家等対策の全般に関するもの	計画策定、立入調査、固定資産税情報などの利用、データベースの整備、特定空家等への助言又は指導、勧告、命令、代執行等

【表 2】 特定空家等の判断基準

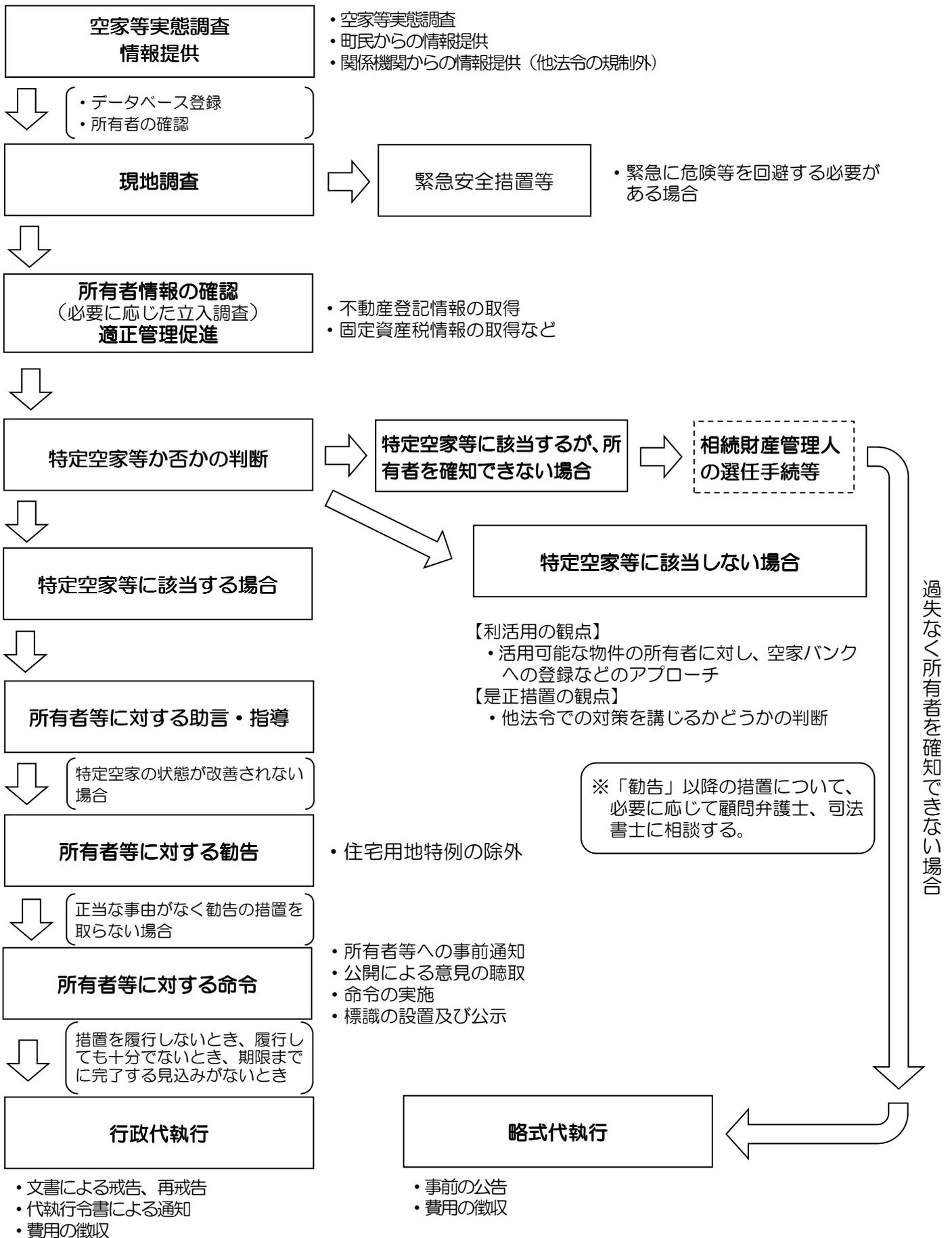
物的状態の事例		判断の基準	特定空家分類
建築物	建築物の倒壊 部材の脱落・飛散等	建築物の倒壊や部材の飛散等により、地域住民等に被害を及ぼすおそれがある	イ 保安上危険
	衛生設備等の破損等	吹付石綿等の飛散や、衛生設備等の破損により、地域住民等の健康に被害を及ぼすおそれがある	□ 衛生上有害
	擁壁の崩壊等	擁壁のひび割れや崩壊等により、地域住民等に被害を及ぼすおそれがある	イ 保安上危険
雑草・立木	雑草・立木等の繁茂	雑草・立木等の繁茂により、地域住民等の生活環境に悪影響を及ぼしている	ニ 生活環境保全
	立木の腐朽・倒壊等	立木の腐朽・倒壊等により、地域住民等に被害を及ぼすおそれがある	イ 保安上危険
ごみ・物品	ごみ・物品等の放置等	ごみや物品等の散乱・堆積した状態での放置による臭気の発生、飛散・流出があり、地域住民等の生活環境に悪影響を及ぼしている	ニ 生活環境保全
		ごみや物品等が大量に散乱・堆積した状態で放置され、または有害危険物質等の放置があり、地域住民等の健康に被害を及ぼすおそれがある	□ 衛生上有害
動物	空家等に住みついた動物等	動物による騒音や臭気等により、地域住民等の生活環境に悪影響を及ぼしている	ニ 生活環境保全
	衛生動物の発生	衛生動物（ねずみ等）の大量発生等により、地域住民等の健康に被害を及ぼすおそれがある	□ 衛生上有害
その他	既存の景観に関するルールへの不適合	既存の景観に関するルールに適合しない状態となっている	ハ 景観阻害
	建築物等の不適切な管理（防火・防犯）	燃焼の恐れのある物件の放置により、火災発生の恐れがある 玄関等の無施錠等で外部から不特定の者が容易に侵入できる状態となっている	ニ 生活環境保全

特定空家等分類

- イ そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態（保安上危険） □ 著しく衛生上有害となるおそれのある状態（衛生上有害）  
 ハ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態（景観阻害） ニ 周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態（生活環境保全）

出典：「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）

# 特定空家等（空家等）に対する措置



## 5. 空家等対策の実施体制

### (1) 町民等からの相談への対応

【国指針（7）：住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項】

#### ■基本的な考え方

空家等になる要因は、所有者等の状況により、様々なケースが考えられます。また、所有者や管理者だけでは解決できない課題も多く抱えています。

このため、例えば所有者に対しては空家等の活用、又は除却等についてノウハウなどの各種情報を提供できる相談体制を整備します。

また空家等が抱える問題は、所有者や管理者だけではなく、地域のまちづくり上の課題でもあるので、行政はもとより、建築や不動産に関わる関係団体のほか、地域コミュニティの核である各町内会とも連携し、総合的な対策に取り組みます。

### (2) 相談窓口と実施体制

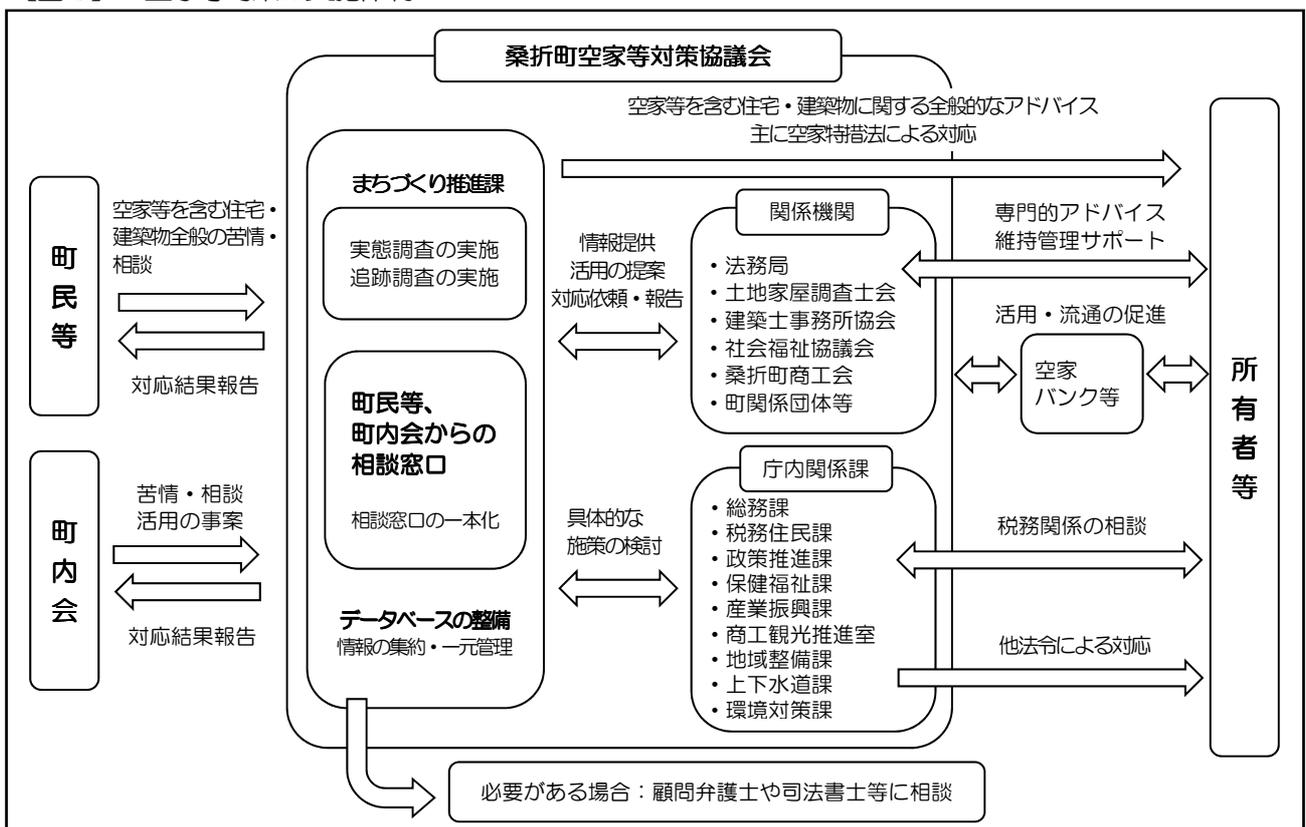
【国指針（8）：空家等に関する対策の実施体制に関する事項】

#### ■基本的な考え方

今後、本町における空家等の総数はますます増加することが予想されます。

これに伴って、町民からの苦情や問い合わせ、相談等の件数も増加が予想され、住民からの相談への対応については、効率的な行政運営や町民への行政サービス向上の観点から、相談窓口の一本化を図るとともに、関係機関や庁内関係課間での情報の共有・一元化を進め、総合的かつ計画的な対策の検討・実践に取り組みます。

【図3】 空家等対策の実施体制



【表3】 空家等対策に係る庁内担当課

課名	関係所管業務	連絡先
総務課	防災 防犯・防火	582-2111
税務住民課	土地家屋所有者・戸籍・税制	582-2114
政策推進課	活用 総合的土地利用	582-2115
保健福祉課	高齢者福祉	582-1133
産業振興課	衛生 有害鳥獣 活用 農業関連	582-2126
商工観光推進室	活用 定住促進・交流関連	//
地域整備課	生活環境 公道影響（立木・雑草等）	582-2127
上下水道課	水道使用者	582-1100
環境対策課	衛生 害虫（動物）・ゴミ・雑草等	582-2123
まちづくり推進課	事務局：空家等対策協議会・庁内検討委員会	582-2124

## 6. その他空家等対策の実施に向けた取組

【国指針（9）：その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項】

### （1）計画内容の実施

#### ■基本的な考え方

本計画は、本町における空家等対策の基本的な方針を示したものであるため、計画内容の実施における各種施策については、桑折町空家等対策庁内検討委員会において、協議するものとします。

#### ■具体的な取り組み

##### ①実効性のある施策の協議

計画期間における空家等対策の推進に向けた各年度の実効性のある施策については、関係各課で構成される庁内検討委員会において、予算措置と併せた協議をするものとします。

空家等対策の3つの基本方針に基づく取組においては、空家等の所有者等の意向確認を基に、施策を協議するものとします。

空家等対策に係る町条例の制定については、必要に応じて、施策と併せて検討していきます。

### （2）計画内容の見直し

#### ■基本的な考え方

本計画は、空家等対策の実施に関し、必要な事項を定めておりますが、年月の経過により新たに特定空家等が発生する可能性や、町民のニーズの変化による新たな視点からの活用方法の検討の必要性も見込まれるため、定期的にその内容の見直しを行い、適宜必要な変更を行うように努めるものとします。

#### ■具体的な取り組み

##### ①計画内容の見直し

計画期間が終了する平成34年度に、期間や具体的な取り組みなどの計画内容について見直し、計画内容の改定を行います。なお、前述に関わらず、必要がある場合には随時、計画内容の改定を行います。

---

## 桑折町空家等対策計画

平成 29 年 3 月

■発行 桑折町

■編集 桑折町まちづくり推進課

〒969-1692 桑折町字東大隅 18

TEL 024-582-2124 / FAX 024-582-1028

E-mail machisuishin@town.koori.lg.jp

---